

水戸地方裁判所委員会（第3回）議事概要

（水戸地方裁判所委員会事務局）

1 開催日時 平成16年11月8日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

足立勇人，池田數和，石渡千恵子，阪場桂子，佐谷道浩，小林克己，
友末忠徳，中泉弘子，西村尚芳，林正彦，松本光一郎，松本治郎，
村上正子，山崎一雄（敬称略）（飯塚和之委員は欠席）

（事務局等）

西澤光男事務局長，赤坂清貴刑事首席書記官，薮島篤刑事次席書記官，
田島克彦事務局次長，奥村明彦総務課長，
平井正彦水戸検察審査会事務局長，石澤和雄民事訟廷管理官

（プレゼンテーション説明者）

江口和伸裁判官，坂本正則総務課課長補佐

4 テーマ

裁判員制度について

5 配布資料

- (1) 裁判員制度の概要とその広報の実情
- (2) 裁判員制度に関する広報の実情
- (3) 法の日週間記念行事一覧

6 議 事

- (1) 委員長代理あいさつ
- (2) 新任委員（小林克己，山崎一雄）自己紹介
- (3) 委員長の選出

委員の互選により，小林委員が委員長に選出された。

(4) 概況説明

裁判員制度の概要と水戸地方裁判所における広報の実情を概況説明

(5) 意見交換

意見交換等の内容は，別紙のとおり（発言者： は委員， は委員長， は

プレゼンテーション説明者， は検察審査会事務局長）。

(6) 次回テーマ・次回期日

次回テーマは，引き続き「裁判員制度について」とすることとし，次回期日は平成17年5月の連休明けとすることとされた（日にちは追って調整する。）。

(別紙)

まず今回行ったプレゼンテーション自体についての質問があればそれをお受けし、さらに制度自体を理解いただくための質問等があればそれもお受けして、引き続いて意見交換という流れでまいりたいと思います。それぞれが関連してくることだと思しますので、意見にわたる部分が最初から出てもそれはやむを得ないと思います。意見もあわせて質問されるというような形でも結構です。

最初に裁判制度を改革するんですというようなことがあって、長くわかりにくい裁判を改善する。しかし、裁判員制度というものがなくてもそういうふうにな長くわかりにくいということがある。結果的に裁判員制度を使うとこんなに迅速になる、こんなにわかりやすくなるんですよということは、裁判員制度がなくても、そうしなくちゃならないものなんじゃないかというふうに感じました。

それから不安感と負担感というのがあったんですけども、お話を伺っていると一番負担感を感じるのは裁判所側じゃないかなというふうに思いました。これだけいろんなものを迅速にやるために、準備についてもすごい時間、労力をかけてやる。そのくらい負担をかけてもこの制度をやった方がいいということだろうと思います。

その負担感の中の説明で、この裁判員制度の理解がもっとうまくいけば負担感が軽減されますよというようなことで、陪審員制度と、それから欧米の比較のところがありました。この辺のところも今回は裁判員制度についての説明なんで、陪審員制度については全然触れていないわけなんですけど、例えば一般から見るとどちらかといえば陪審員制度の方がわかりやすい面はあったと思うんです。陪審員制度じゃなくて裁判員制度をとった、それはこうだから、こうなんですとか、その辺の説明なんかもやっぱりあった方がよかったのかなというふうに思います。

負担と不安の中で、特にあともう一つ、人を裁くということの重さとかあるいは重要さとか、そういう人を裁くことに参加するわけです。不安感というのは、いろいろ例えば技術的なものもあると思うんですけども、そういう人を裁くことの重要さ、あるいはそこに参加することが、専門家じゃなくてできるん

だろうかみたいなどの説明がなかったですね。

それでは、今述べていただいた質問，意見について，法曹関係者の委員で，何か御意見はありますか。

今回裁判員制度が設けられた趣旨ですが，これはどうして陪審じゃなくて裁判員という制度になったのかという理由にもつながると思うんですが，今職業裁判官がやっている裁判の基本的なコアの部分，真実を究明して適正な量刑，刑罰を下すと，そういった部分では一定の評価はいただいているんじゃないかと認識しています。ただ，職業裁判官，それから弁護士，検察官という専門家が裁判をやっているわけで，そうするといわゆる業界用語といいますか，法曹だけがわかる言葉でやりとりし，しかも現在の刑事裁判の現状は，非常に詳しい捜査を行って詳しい事実を立証して，検察官が収集した膨大な資料を提出して調べることが少なくなく，裁判自体がわかりにくい状態になっているんじゃないか。そういった問題点は否定できないように思われます。それをどういうふうに解消するかということになりますが，やはり国民の方に裁判に参加してもらうことにより，現在の刑事裁判が抱えているそういったわかりにくさを解消するというのがやはり一つの大きな目的になるかと思います。常に裁判員，国民の方を意識した訴訟活動をこれからはしなければいけなくなりますので，捜査，公判を通じて国民の方の目，評価，それからそれに対していかにわかってもらうかという，そういったものを意識しながら日々の仕事，審理も含めてやるということになります。そういったことで，裁判自体が国民の皆さんにわかりやすくなって，信頼も得ていくことができるのではないかと。これが一番大きな目的じゃないかと思っております。

したがって，陪審というのは事実認定をすべて陪審員に任せるという制度になりますが，恐らくそこまでの要請というか，必要はないという判断が今回の制度設計ではなされたのではないかと理解しています。結局今までの職業裁判官による裁判のいいところを踏まえた上で，それと国民の皆さんが参加してもらって司法の透明性，わかりやすさ，そして我々法曹から国民に対する説明責任を果たすという観点で今回の制度を理解すればいいのではないかとこのように考えております。

それから、裁判所の負担感というお話がございました。これは、御指摘があるとおり物理的にも、時間的にもいろんな準備が必要でございますし、実際の審理も相当の工夫、我々意識の変革等も必要ですので、そういった意味での負担感は当然ございます。ただ、今お話しした裁判員制度の意義と申しますか、メリット、これは非常に大きいものがあると思いますので、そういった負担感を十分乗り越えるといえますか、それ以上のものがあるというふうに考えております。

裁判でわかりにくいのは、同じような事件で地裁で有罪で、高裁へ行って無罪になったとか、あるいは同じような事件でこちらは懲役何年、こちらは無罪になるとか、そういうのがわかりにくいんです。そういったことが解消できればわかりやすくなると思います。

それから、裁判が身近じゃないという点は、すごく身近なんです。裁判の新聞報道とか何にしても、特に重大事件であればマスコミでもどんどん報道されますから、それはすごく身近なんです。わかりやすいとかわかりにくいとかと身近じゃないというところの中身が違うんじゃないかなという感じがします。

ニュースなんかで見るといえる点では身近であるけれども、実際そこで何が行われて、どういう過程でこういう結論が出るか、そこがわからないんだということであれば、まさに裁判員が加わることによって国民の代表が参加する中で、そういう人も事件の内容について理解し、判断に加わるということで、よりわかりやすく身近になるのではないかと思うのですが。

裁判員が参加することにより、そういう判断の過程がもっと表に出てくるのでしょうか。

今の法廷は証拠の中身を、一応検察官が説明しますが、ごく要旨と申しますか、概要しかわからないわけです。恐らく注意深く聞いていれば大体事件の内容はわかると思うんですが、その具体的な証拠関係まで踏み込んだ内容、そこはやはり今の法廷からはわかりにくくなっているんじゃないかと思います。

それから、それは証拠の中身ですが、言葉、専門用語でいろいろやりとりをやっていきますので、そういったことでも傍聴していてわかりにくい。これは、審理の対象と申しますか、審理がどこを向いているかということによるかと思

うんですが、結局国民の方を向いて審理しているわけじゃなくて、業界内部でわかればいいという、そう割り切ってやっているわけではありませんが、そういった面もないではない。だから、やっぱり裁判員が入ることによって裁判員がわかる裁判、そうすると当然傍聴人もわかる、ひいては国民全体がわかる、そういうことになっていこうかと考えています。

わかりやすいことを重視して、そういうわかりやすい裁判だけが裁判員に回ってくるというようなシステムになっていく可能性についてはいかがでしょうか。つまり対象とする裁判の選び方の点ですが。

死刑、無期の刑が定められている事件、それから故意の行為によって人を死亡させた事件、そういう重大事件はすべて裁判員事件になります。中身に従って裁判員事件とするかどうかを変えることはございません。ごく例外的に裁判員事件にしにくい事件、裁判員の身体に危害が加えられるおそれがあるとか、非常に危険な団体がやった事件とか、ごく例外的な場合には裁判員の対象事件から外す場合がありますが、それはもうごく例外ということで、原則的には今申し上げた死刑、無期の定められた事件と故意の行為によって人を死亡させた事件については全部裁判員事件になります。

裁判員制度の対象になる事件というのはもともと難しい重大な事件ということで、その手続をどうやってわかりやすくするかということが課題であって、易しい事件からやりましょうという制度にはなっていないんです。その点を御理解いただきたいと思います。

今の関連ですが、テロ事件なんていうのがあります。そういう事件のときにはその裁判員の身体にかかわる危険度ですか、そういうことも懸念されるはずですが、そういう事件に関して裁判員がかかわるということはないんでしょうか。

テロの事件などの場合、特に強度の組織性が認められて裁判員の方に何らかの危害が及ぶおそれがある、要するに裁判員制度を用いることがふさわしくないという事件につきましては裁判員制度でなくするという判断は可能であるという制度になっています。ですので、そういう特異な事件に関してはまた別途判断されるということになるかと思えます。

今のような配慮はされている。ただ、それは一定の、裁判員に加わっていただくことがその裁判員にとって身体の危険があるから外すということで、裁判所が任意といいますか、選んで、これは裁判員にのせよう、これはやめようという、自由にできるという制度枠にはなっていないというところを御理解いただきたいと思います。

先ほど、委員からの御指摘もありましたように人を裁くこと自体の負担感といいますか、それはやはり避けては通れない部分だろうと思います。ただ、それを国民に引き受けていただく制度であるということをお納得いただかなければいけないという部分があるので、そういう意味ではかなり重いものもあるわけです。

審理期間が長いというイメージを払拭をしたいということで連日開廷、終日審理というお話がありました。特にそういう死刑、無期とか故意の行為により人を死亡させた事件ということになると、それは争点のある程度絞って対応するというお話ですが、それにしても終日審理をしたり連日やったときに果たして事務処理の方がきちんと追いついて対応ができるのか。自分の経験ですが、若いころ裁判所の取材をしますと書記官の方が大変忙しい思いをして、速記なんかもされて、後の処理をなさっていらっしゃるのを見ると、果たして追いつくのかどうかちょっと疑問の点があります。そのあたりの事務処理をどういふふうにご検討いただいているのかお聞かせください。

その点は裁判所の問題と、それから公的弁護も含めた弁護士会の問題というか、検察官の問題、それぞれあるかと思うので、まず裁判所側から聞かせていただきたいと思います。

連日開廷という御趣旨の意見がありましたが、あくまで連日的開廷ですので。例えば10回開廷が必要だとした場合、10日連続してやるということは、裁判所も、それから裁判員の体力を考えても恐らく難しくなって、そういう場合には、例えば、週3回開廷を3週間やるとか、ある程度調整しながらということになるかと思います。ただ、数回で終わる事件、三、四回、五、六回程度だと連日開廷ということもあろうかと思いますが、ただ、そこは何ともまだ予想ができないところで、公判前整理手続という新しい手続、争点と証拠を整理す

る手続を第1回公判前にやりますので、そこで期日の入れ方については十分な協議がなされると思います。

それから、もう一点御指摘の書記官の調書作成事務などの物理的な事務処理能力の御意見ですが、この点もいろいろ工夫をしているところでして、5年の準備期間がございますので、そういった面でも相当準備はできてくると思われます。裁判員制度は基本的に後で記録を見て判断するというよりは、やはり公判で出たもの、それをもとに心証をとっていただいて、結論を出していくことになるかと思えます。調書化の点は恐らく上訴審、最高裁、それを見据えたものになるかと思うんですが、ただその辺の具体的なことはこれから決めることになるかと思えます。

検察官委員から何かありますか。

連日的開廷に対する対応につきましては、現実にこれに似たような形で公判が先行して進んでいる蓄積例が幾つかあります。それによってどの程度の頻度でどういう準備、それからどういう人的配置をすれば乗り切っていけるのかという問題について徐々にデータがそろってきているので、それに対応した形で人的な配置等をしていかなければならない。ただ、通常の公判のような、ある程度期間がある場合と違いまして、集中審理の場合はどうしても検察官にかかる負担は大きいので、そのあたりにつきましては必要な人的措置等を講じなければなりません。今のところ最高検を中心にそのあたりを十分に検討しているところであります。全体としまして、思い切り長くなる事件というのはそう数多くないだろうというのが現段階での見立てであります。そのあたりを踏まえながら今後5年間の準備態勢で検討していくという状況になっております。

弁護士委員として何かありますか。

一般論として考えますと、否認事件と自白事件がありまして、自白事件の場合は通常今までの運用ですと第1回期日は起訴状の認否、それから検察側が証拠を書面等によって出す。次の機会に弁護側が情状証人、親族等の審問をやったりして、あと被告人質問、場合によっては被害者が意見陳述と、そういうような構成です。例えば午前10時から夕方の4時まで開廷すれば、もしかすると1日で終わる内容かもしれません。そういうことであれば、あらかじめ準備

手続で予定を組んで、前後の予定をきちっと組み立てればできます。例えば今民事裁判でも集中証拠調べというのをやっています、事前に争点を確定しておいて、この証人に何分聞くと予定を立てて、1日5時間なら5時間尋問をするという制度も始めています。弁護士の方は多少それにも慣れていて、裁判所もそういうやり方には多少慣れている部分があります。

否認事件の方は、これはなかなかそうはいかないことは事実で、確かに例えば埼玉の事件ですとか、連続して開廷している事件がありますけど、弁護士が1人では対応していないはず。ほとんどグループを組んでやっているはず。現状の国選弁護人の体制で1人でやれと言われた場合に、通常の民事事件、一般の刑事事件を抱えているんな相談なども抱えながらとなると非常に困難が予想されます。その一つの解決策としては、今もそういう制度はいろいろ検討させていただいているようですけども、何か審理をしていく中で打ち合わせが必要になったときに被告人はどこか遠くの拘置所において、面会に行けば夜間は面会できない、翌日すぐ本番が始まってしまう、打ち合わせが十分できないということがあります。もちろん当日裁判所内で一時休廷して打ち合わせを臨機応変にやらせていただくとか、日曜、夜間等の接見態勢、面会の態勢、打ち合わせの態勢、そういったものをどうやって作っていただくかということがあります。

それから、司法支援センターというのが立ち上がります。その中で各地の地裁所在地には必ず1か所司法支援センターができて、その中に被疑者段階から弁護人を担当するような形でのスタッフ弁護士というのを置いて、刑事事件あるいは法律扶助の事件についてかなり集中的にやる専属の弁護士を置くということが構想されています。裁判員制度が5年後スタートですと、そのころにはそうしたスタッフ弁護士がいるという形になるので、複雑な否認事件等についてはそういうスタッフ弁護士などを活用していかないとなかなか難しいんじゃないかということは考えています。

今まで連続開廷ができなかったことについてはいろいろ隘路があるわけですが、それを制度的に埋めた上で何とかそれを実現したいと、それぞれの立場で法曹三者それぞれが頑張っているところだということで御理解いただきたいと

思います。

そういう隘路もPRをなさることによって、この裁判員制度の必要性というのが一般の方に理解いただけると思います。ですから、現状がこうなってここに問題点がありますということをしきちんと分析をして、PRの材料にもお使いになる必要があるのかなという気持ちはあります。

地域の中で起こった事件などの場合、縁戚関係と申しますか、人間関係の中でどの程度までが裁判員に選任される許容範囲になるのでしょうか。被害者について、親戚ではないが、顔ぐらいは知っているという人間であって選任された場合の対応というのはどういうことになるのでしょうか。

直接辞退事由になるかということと多分それだけではないと思います。選任の過程で同じ町であるというような、しかもその町が小さい町だとかいうことになれば弁護士、検察官が理由を示さずにこの人は選任してほしくないという申し出ができることになっていますので、多分そういう過程でそういう人は除かれていくんだろうと思います。ただ同じ町だから、やりたくないということがどこまで通るかということになるとその町の大きさにもよりますけれども、そこはなかなか難しいことだろうと思います。

そういう地縁的なものをどう考えるかというようなことも辞退事由の判断とも絡んでやはり都会と小さな町と同じ距離だけではかるとか、そういうことにはならないと思います。

恐らく選任手続で被害者との具体的な関係があるかどうかという質問が裁判長からなされると思うんです。「実は、こういうことで知っている。」ということになれば恐らく弁護士あるいは検察官から忌避という申し立てが出るでしょうし、裁判所としてもいわゆる不適格として裁判員には選任しないという扱い、それはその被害者との関係の濃淡によると思うんですが、単に同じ地域というだけではなかなかそこまではいけないと思います。

人間関係を余り開示しないで選任されちゃうということも起こり得る。作為的な問題がありうると思います。

近所だということを行わなければそのまま選任されることもあるだろうと。それは絶無ではないと言わざるを得ないでしょうね。

そういった場合でもそういったことでおかしい判断をしてもらっては困ります。当然裁判官の方からどういうふうに判断すべきかという説示，説明がありますので，的確な判断をしていただけるといふふうに我々は期待しています。

私どもの職場は，人をたくさん雇用しております。裁判員制度を当然国民の義務ということで受けとめているんですが，裁判員を送り出す企業という立場から見たときに，職場を離脱させるための配慮の部分，職を持っている人に関してどういう配慮がなされるのか，その辺の将来展望的なものはいかがでしょうか。

辞退事由ということの解釈ということになると思うんですが，「次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり，裁判員の職務を行うこと・・・が困難な者」については辞退することができるという規定がされております。この中で具体的にどういうものを政令として定めていくかというのは今検討事項となっております。この辞退事由の限定といいますか，その辞退事由を広範に広げてしまいますと，裁判員制度の意義を失うということにもなりかねないと思います。ある程度限定的に考えながらも社会情勢も考えながら，具体的にこの人はこういう理由で出られないんだということを裁判官の前での選任手続の段階で主張していただいて，それで裁判所の方でそれが認められるかどうかという個々の判断になります。ちょっと一概にこういう場合にはこうですとか，これぐらいのプロジェクトがある場合にはこうですというふうには今お答えはできません。

それと，雇用主には裁判員をやったことによって不利益な扱いをしてはいけないという義務も課されているので，なかなかその辺のバランスといいますか，難しいところがあるかと思えます。

公的な機関に勤務の方は，特別休暇云々という話が当然出てくると思うんですが，民間企業のような場合は本人の有給休暇をとれとか，そういうような部分が出てきたときにこの裁判員制度そのものの定着が将来的にどうなのかなというような気がしています。

有給休暇をとらずに会社を休んでしまって裁判員に出て，無断欠勤であるということによって解雇するということは許されないということになると思います。

有給休暇そのものは、労働基準法で取得理由が問われないわけです。ですから、有給休暇をとって裁判員裁判に出なきゃいけないのかどうかという、そういういわゆる企業風土の問題が出てくるんじゃないか。要するにいわゆる公務員の特別休暇あるいは選挙権行使と同じように職員にとってマイナスにならないような、そういう社会制度というものはいかがなのかなということなんです。

基本的にはこれからという問題もあるのかもしれませんが、出頭するについて自分の有給休暇をとらなければいけないというようなことにはならないようにしなければ制度は生きてこないと思います。この制度自体は、国民が選挙権の行使と同じように主権者として加わるということに意義があるので、基本的には選挙権を行使する場合と平行に考えられなければ制度としては正しくないと思います。

先ほどプライバシーの話が出たんですが、裁判員の氏名の公表というのはどのような範囲になされるものなんでしょうか。

この事件の裁判員はだれですという、氏名を公表するようなことは予定されていないと思います。ただ、判決等に裁判員が署名するものなのかどうかとか、そういったことになると具体的には今のところまだ決まっていないと思います。

どの程度の人々の範囲に知られてしまう可能性があるのでしょうか。

法廷に来て傍聴した人は、だれが裁判員であるかというのはわかるでしょうけれども、それをみだりにだれが裁判員だったというようなことを告げて回るというようなこと、例えば報道機関が裁判員はだれだったというようなことを報道するようなことはしてはいけないルールになるんだろうと思います。

裁判官3人と、裁判員6人で評議するとき、全員一致だったらいいんですけども、例えば裁判官の方と裁判員の方と意見が違ったり、あるいは3人、6人、9人の中で意見が余り合わなかったりとか、そういうときはどういうふうになるんでしょうか。

それに関しては、法律の文言を読みますと「構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数」ということになっていますので、双方の人間が必ず賛成しなければいけないと、それでいて過半数でなければ結論とはなりません。

ですから、裁判員だけが5人賛成した場合、5人は過半数にはなりませんが、それだけではだめで、裁判官が最低1人含まれていなければいけないということになります。

その場合は、どういう結論になるわけですか。

論点ごとに合議しますが、その論点が認められないということになりますので、結論的には無罪ということになる場合もあろうかと思えます。

どういう評議の仕方をしていくかにもよるかもしれないけれど、最終的な評議という意味では有罪か、無罪かというところをまず合議するのですね。それで、今の例で、極端な場合裁判員6人が有罪で裁判官3人はこれは無罪じゃないかと言ったら、これは有罪にはできないということになります。ただ立証責任というか、そういう議論も含まれないと、意見が分かれたときにどちらの結論になるんだということが分かりません。だから、双方を含む過半数が有罪と言わなければ有罪にはできないという理解をいただければ結構です。

今の例だと有罪にできないわけですから、結論的には無罪になります。要するに裁判員全員が有罪と意見を出しても、裁判官3人が無罪という意見であれば有罪という結論は出せないということになります。

有罪とするためには、双方が含む過半数でなければいけないということです。やはりここで単純な過半数と言わずに専門家と裁判員、国民の代表が加わって双方が一致したところというか、双方の少なくとも意見を含むところで有罪にできる制度と、こういう理解が一番当たっているのかもしれない。

今までの質問には出なかったのですが、裁判員になった人が本当に一生懸命どこまでやってもらえるのか、その人たちにどんな気持ちでやってもらえるのかということについて少し話をしますと、裁判所内に検察審査会というのがあります。そこで事務局を担当している事務局長に来ていただいていますので、検察審査員になられた方の実情を説明いただきます。

検察審査会は、11名の審査員が検察官の不起訴処分についてその適否を審査するという活動をしています。一般の選挙権をお持ちの方から検察審査員を無作為に抽せんで選んで、お越しいただき審査をしてもらいます。どんな方でも家庭をお持ち、あるいは仕事をお持ちなわけですから、突然のそういう呼び

出しに最初から好意的な反応をいただくというわけにはいかないということで、審査員の方に任期を終了した段階で検察審査会の事務局の方でアンケートをとらせていただいています。その結果なんですが、まずあなたは検察審査員の補充員に選ばれたときどう感じましたかと、そういう問いに対しては56パーセントの方が余り気乗りがしなかった。7パーセントの方は迷惑に感じた。そのほか不安を感じたり、内容がわからないといった消極的な感想が19パーセントということで、積極的にやってみたいと思われた方というのは18パーセントです。それ以外の82パーセントの方は消極的あるいは否定的な印象を持ち、最初は迷惑である、あるいは気乗りがしないという感想だったということなんです。

これに対して、それぞれの方が6か月間の任期中に審査会議にお越しただいてさまざまな事案を審査していただくわけなんですが、その任期を終了した段階での感想をお聞きしました。任期終了に当たって現在どう感じていますかという問いに対しては、54パーセントの方が非常によかったと、43パーセントの方はよかったと、合わせて肯定的な感想をお持ちの方が97パーセントになる。迷惑だったという感情を最後まで持たれた方は1人もおられなかったという結果が出ています。残りの3パーセントの方というのは1人なんですが、これは特に感想がないということだったということでございます。また、検察審査員の任期についてどう思いますかという問いに対しても89パーセントの方は適当であると、11パーセントの方は短いとさえもお答えになっておられるということで、長いという不満をお持ちの方はおられなかったということです。こうした活動を経験されて、結果としては皆さん大変よかったという印象をお持ちだったということが言えると思います。

今、検察審査員のアンケート結果について紹介いただきましたが、それは今年の7月14日の毎日新聞の夕刊にも東京の検察審査会のアンケートの例が上がっておりまして、ほぼ同じような傾向があらわれているようです。したがって、裁判所としてはやはり素人の方が加わっていただくということでいろいろ負担感もあるかもしれないけれども、裁判員として加わった人がその結果としてやはり裁判員をやってよかったなと思っただけなのではないか、また我

々としても思っていたいただけるような裁判の運営をしなければいけないと思っております。

これから5年後どこるかずっと続けていくのであれば、まず学校の生徒さんにパンフレットを配るとというのが一番よろしいのではないかと思うんです。アトランダムに配って受け取っていただくよりも学校の生徒さんにしっかり理解していただければ、やがて大人になったときにはより理解が深まるのではないかと思います。

学校関係は、高校は県の教育委員会、それから義務教育は市町村の教育委員会が管轄しておりますので、そちらが窓口になります。

社会人として日常活動している企業関係から選ばれる比率が一番高くなるんだらうと思うんです。ですから、企業とか団体とか、まとまって何かPRできるところに出張していただいて、いろんなPRをしていただけるとありがたいと思います。

それと、新聞に関して、チラシが全世帯に配布できるような仕組みになっておりますから、経費の問題として難しい部分はあるかもしれませんが、茨城県内の全世帯に配布をするということであれば、新聞の折り込みをお使いになると確実に対応できると思います。それと、地元で新聞を扱っている関係で、Q & Aみたいな形でシリーズで連続的に裁判員制度と問題点、そのメリット、デメリット、こんな点があって、こういう点を理解をしてもらう必要があるということシリーズでなさるような企画をお立てになると理解いただきやすいと思います。そういうことなら紙面を提供する用意もしたいと思っております。

企業ということで言いますと、茨城県経営者協会という組織がございまして、かつては一千社以上加入しておりましたが、今は九百何十社かに減っておりますが、県内の主立った企業は全部会員になっております。ですから、ここの経営者協会の事務局にお話をなさって、それでこういう出張講座みたいなのができますというパンフレットでもお作りになりますと、全企業に流れるような仕組みになっておりますので、それは御利用なさるといいのかなというふうに思います。

郵便局が県内四百数局ございます。ポスター等をもしお作りになられるんで

したら、郵便局の各局に掲出するような形もとれます。

郵便局は今、公社となっており、商工会議所にも入っております。ですから、商工会議所を使って商工会議所の中の情報機関で周知していただくということも必要かと思います。

あと、学校関係でPR云々ということで話が出ましたが、今ちょっと荒れていますが、成人式でも選挙権と同じように国民の義務としてその辺についてもPRすべきじゃないかなと思います。

他に、新聞のチラシというお話がありました。自治体の広報紙も確かに効果はあると思うんです。また、町内の回覧板の中に一部そういう供覧できるような形のものをお作りになれますと、それは各家庭を回っていきますので、郵便局では年賀状の早期差し出しの周知とかに使わせていただいています。

各団体、官署にしても、いろんなところがそれぞれのホームページを持っています。ですから、そこからリンクして裁判所のQ & Aのところに行けるようにするというようなこともいいんじゃないでしょうか。裁判所の方から団体へじゃなくて、団体の方からそちらに行けるようにしたらどうですか。

前に労働関係、労組関係に携わった感触から言いますと、特に大きい企業はある程度理解を得られると思うんですけれども、中小企業の経営者の理解をどのように得るかということが大切だと思います。いろんなところから出てまいりますので、そういうところの経営者の本当の理解を深めるというのが必要だと思っております。中小企業団体の連合会というのがありますが、特に不況であえいでいる中で、人員を割くというのは非常に負担になるわけで、その辺の理解を得る方策をとる必要があります。